

## 引っ越したら住民票を移しましょう！ 新生活始まる 引越 × 住民票 × 選挙

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

Q. 引っ越したら、どこで投票できるの？

A. 新住所地に引っ越してから3ヶ月経過すると、新住所地で投票できます！ただし住民票を移す必要があります。

Q. 引っ越して3ヶ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

A. 選挙の時に引っ越してから3ヶ月経っていないくても、引っ越し前の住所地（旧住所地）で3ヶ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます！

※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q. 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

A. 旧住所地に行けない場合は『不在者投票制度』を活用できます！

※投票用紙、不在者投票請求書宣誓書などの請求が必要になります。（投票用紙等の郵送に時間がかかりますので、お早めの手続きをお願いします。）

【問い合わせ先】石垣市選挙管理委員会事務局 TEL：0980-82-8544

## 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

特別徴収（年金引き）の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は4月から仮徴収が行われます。

1年間の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料額は毎年7月に決定いたします。特別徴収（年金引き）の方は、4月・6月・8月は仮に保険税（料）額を設定し、徴収させていただきます。これを仮徴収といいます。

年間保険税（料）額を決定する際には、4・6・8月の仮徴収額と10・12・2月の本徴収額の合計が年間保険税（料）額になるよう算定いたします。

仮徴収は前年度の収入と所得を基に保険税（料）額を決定するため、今年度と前年度の収入と所得が変わった場合、本徴収の保険税（料）額が増減します。

### 前年度から継続して特別徴収が行われる場合

4月・6月・8月は、2月と同じ額が徴収されます。  
10月・12月・2月は、前年の所得に基づいて算出された年額から、仮徴収額を差引いた額が振り分けられます。

※仮徴収を行わない方には、7月に通知書及び納付書を送付いたします。

### 【問い合わせ先】

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料については  
市民保健部 健康保険課 (TEL 82-8126)

介護保険料については  
福祉部 介護長寿課 (TEL 82-7158)

## 石垣市結婚新生活支援事業のお知らせ

### 新婚さんの新生活を応援します！！

2019年1月から2020年3月までに結婚された方限定  
新婚世帯の住居取得・賃貸・引越費用の補助を行い、1世帯あたり上限30万円を支給します。



### 【補助対象経費】

・住宅購入費用 ・賃貸に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ・引越費用

### 【対象要件】

- ・夫婦の婚姻日における年齢がともに34歳以下であること
- ・前年の夫婦の所得の合計が340万円未満であること（奨学金を現に返済している場合は、年間返金額を控除します。）
- ・2019年1月1日から2020年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住居を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯 など



申請受付 2019年4月1日から2020年3月31日まで 石垣市企画部企画政策課

【お問い合わせ先】石垣市企画部企画政策課 TEL：0980-82-1350